

中泊町地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和5(2023)年～令和12(2030)年

令和5(2023)年8月

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	
2. 基本的事項	3
(1) 目的	
(2) 対象となる範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画と位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	7
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年(令和3年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い温帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接影響していることが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに全ての国が削減目標(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年(平成30年)に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年(令和32年)頃に実質ゼロとすることが必要とされています。この報告書をうけ、世界各国で、2050年(令和32年)までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年(令和2年)10月、我が国は2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、すなわち、2050年(令和32年)カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年(令和3年)4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改

正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する策定目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和3年）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が策定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなどの自家消費型の太陽光発電、公共施設などの業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達、更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施するといったこと等が位置づけられています。

2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度の目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
部門別	エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

図1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標
出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

同月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに46%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準ずることとされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う

地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年（令和元年）9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年（令和5年）6月末時点においては973地方公共団体と加速度的に増加しています。

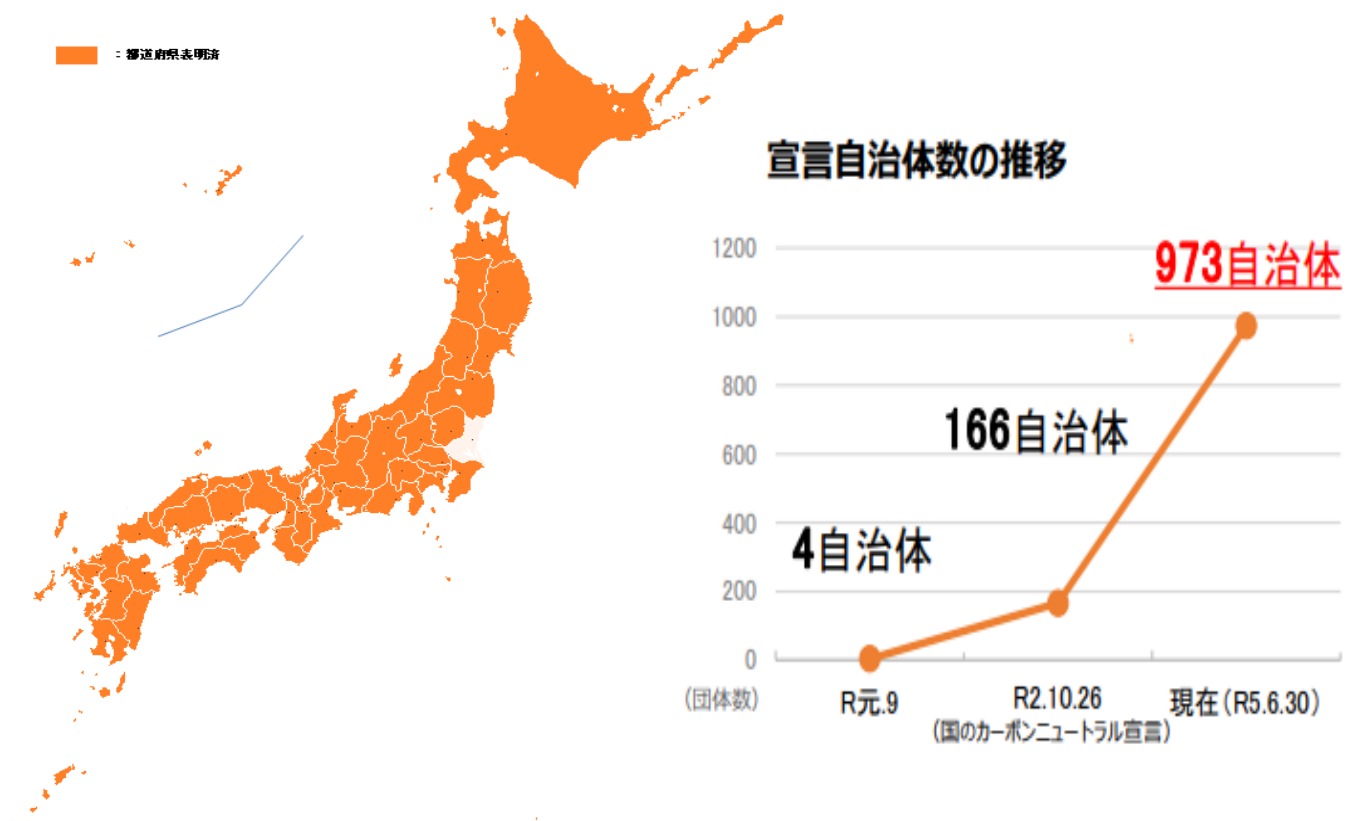


図2 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体
出典：環境省（2023）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

2. 基本的事項

(1) 目的

中泊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「中泊町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、町が実施する事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

中泊町事務事業編の対象範囲は、町の全ての事務・事業とします。なお、対象範囲の詳細は参考資料のとおりです。

(3) 対象とする温室効果ガス

町には大規模な下水処理施設や麻酔剤（笑気ガス）を使用する大規模病院が存在しないため、CH₄ やN₂O等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、中泊町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

ガス種類	人的な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気、灯油、ガソリン等の使用により排出される。また、廃プラスチック類の焼却によっても排出される。
メタン (CH ₄)	湿地、水田、家畜の腸内発酵等から排出される。また、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等からも排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や農林業における窒素肥料の大量使用等によって排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用や廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。

図3 温室効果ガスの種類

(4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から4年後の2027年度に、計画の見直しを行います。

項目	年 度										
	2019 (令和01)	2023 (令和05)	2024 (令和06)	2025 (令和07)	2026 (令和08)	2027 (令和09)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	
期間中の事項	基準 年度		計 画 開 始				計 画 見 直 し			目 標 年 度	
計画期間			→								

図4 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

中泊町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び中泊町長期総合計画に即して作成します。

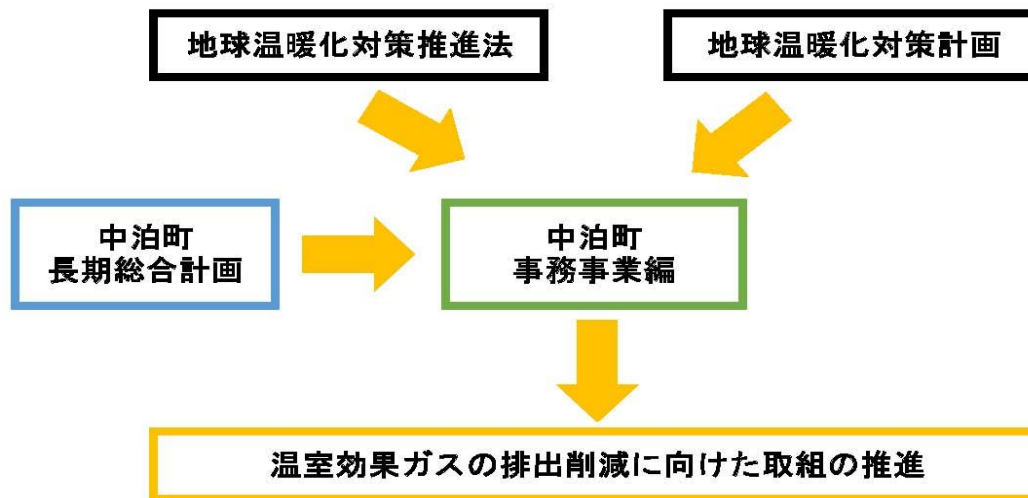


図5 中泊町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2019年度において、2,087 t-CO₂となっています。

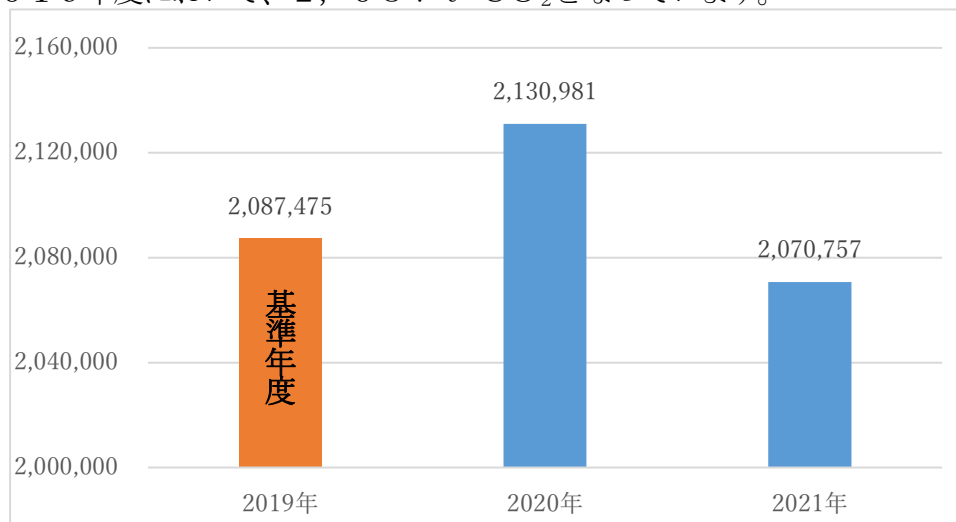


図6 中泊町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量の推移

また、エネルギー種別では、灯油が全体の52%を占め、次いで重油29%、軽油11%、ガソリン6%、液化石油ガス1%となっています。

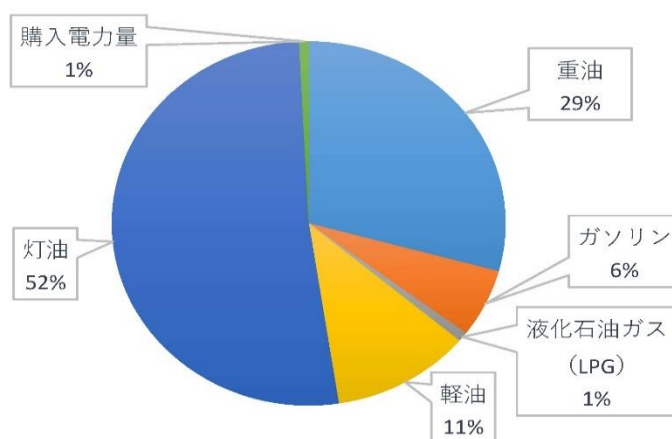


図7 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2019年度）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえ、町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガス

目標年度（2030年度）に、基準年度（2019年度）比で16%削減することを目標とします。

項目	基準年度（2019年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	2,087 t-CO ₂	1,744 t-CO ₂
削減率	—	16%

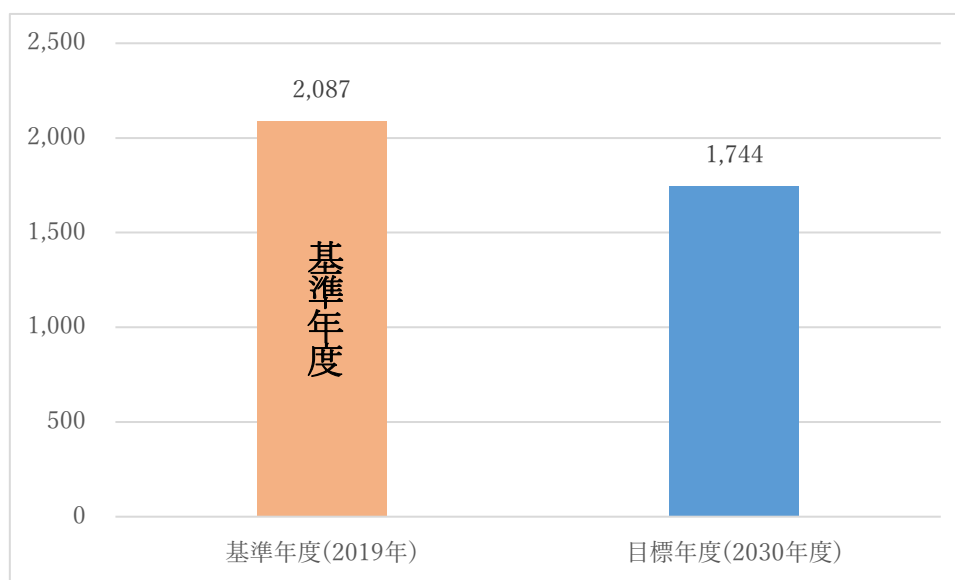


図8 温室効果ガス排出量削減目標 (t-CO₂)

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

①施設整備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

②施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

③グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

④再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

中泊町事務事業編を推進するために、副町長を委員長とする「中泊町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

① 中泊町地球温暖化対策庁内委員会

副町長を委員長、総務課長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者（各課長等）で構成します。中泊町事務事業編の推進状況の報告を受け、その結果を踏まえ、必要に応じて事務事業編の改正・見直しに関する協議・決定を行います。

② 中泊町地球温暖化対策庁内委員会事務局

地球温暖化関係担当課長を事務局長とし、地球温暖化関係担当課職員で構成します。事務局は庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局へ定期的に報告します。また、必要に応じて職員に対して改善を指示します。

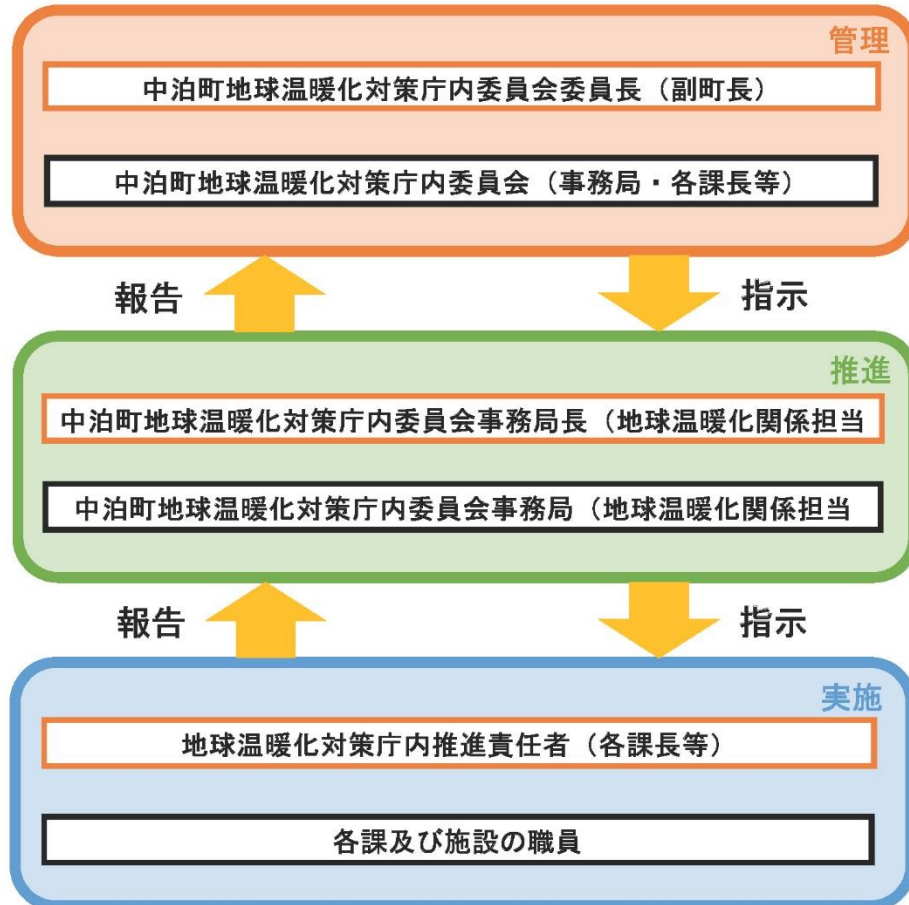


図9 中泊町事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

中泊町事務事業編は、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、中泊町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

中泊町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

②見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し時期（2027年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には2027年度に中泊町事務事業編の改定を行います。

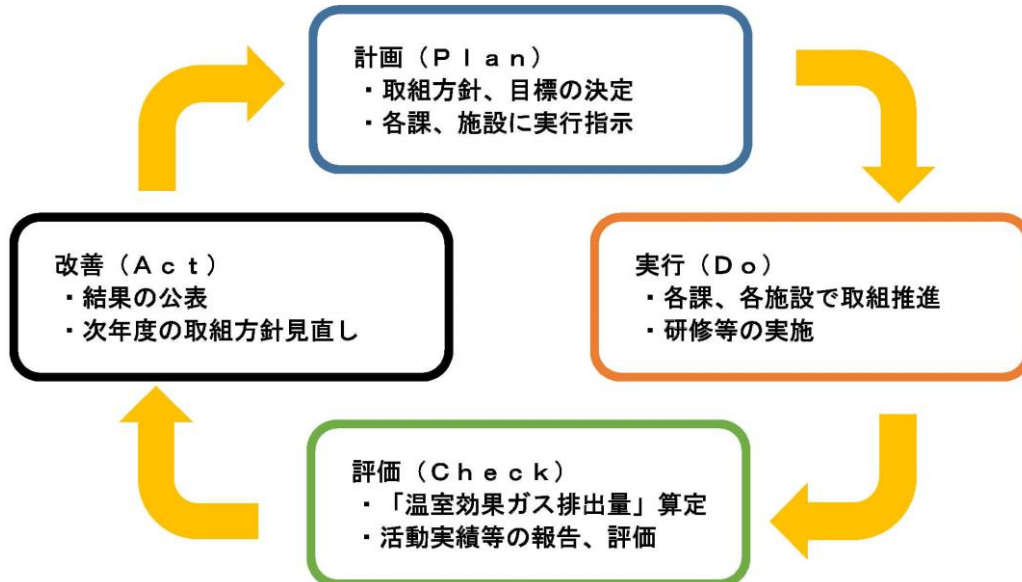


図10 毎年のPDCAイメージ

(3) 進捗状況の公表

中泊町事務事業編の進捗状況は、中泊町の広報誌やホームページ等で毎年公表します。

参考資料

対 象 範 囲 施 設 一 覧 表			
中 里 地 域 施 設 名		小 泊 地 域 施 設 名	
1	中泊町役場 本庁舎	1	小泊支所
2	上下水道課	2	中泊町小泊一般廃棄物最終処分場
3	総合文化センター「パルナス」	3	小泊斎場
4	中央公民館	4	小泊浄水場
5	武田公民館	5	基幹集落センター
6	内潟公民館	6	小説「津軽」の像記念館
7	給食センター	7	小泊克雪センター
8	体育センター	8	すくすくこども館
9	中里克雪センター	9	すくすくしたまえ館
10	中泊町中里一般廃棄物最終処分場	10	すくすく折戸館
11	中里斎場	11	小泊診療所
12	ふれあいセンター	12	道の駅「ポントマリ」
13	中泊町特産物直売所「ピュア」	13	徐福の里物産品直売所
14	中泊町運動公園	14	こども園
15	町営スキー場	15	下前処理場
16	中里小学校	16	旧下前小学校
17	武田小学校	17	
18	薄市小学校	18	
19	中里中学校	19	
20	B&G海洋センター	20	
21	豊岡処理場	21	
22	中泊町老人福祉センター	22	
23	尾別浄水場	23	
24	町営相撲場	24	
25	ふれあい運動場	25	
26	相撲道場	26	
27	旧中里高校	27	
28		28	
29		29	
30		30	